

身体障害者診断書作成の手引き

令和8年4月

福島県保健福祉部障がい福祉課
福島県障がい者総合福祉センター

目 次

身体障害者障害程度等級表	1
--------------	---

第1 総括的事項

一 身体障害者手帳について	4
二 身体障害者の範囲	5
三 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害者認定基準）について	7
四 身体障害者診断書の取扱いについて	10

第2 障害認定について

一 視覚障害	18
二 聴覚・平衡機能、音声・言語又はそしゃく機能障害	34
三 肢体不自由	76
四 心臓機能障害	137
五 じん臓機能障害	159
六 呼吸器機能障害	170
七 ぼうこう又は直腸機能障害	182
八 小腸機能障害	196
九 免疫機能障害	207
十 肝臓機能障害	228

第3 その他

診療科目と障害区分の対応表	241
---------------	-----

<障がいの表記について>

福島県では、平成16年以降、「障害」の表記を「障がい」とし、可能な部分についてひらがな表記にしています。ただし、「障害者総合支援法」や「身体障害者福祉法」「身体障害者手帳」など、法令上の表記につきましても、従来の表記のままとしています。

この手引きは、下記の法令、厚生労働省通知をまとめたものです。

身体障害者福祉法（抜粋）

（身体障害者手帳）

第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。但し、本人が15歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わって申請するものとする。

2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たっては、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

身体障害者福祉法施行令（抜粋）

第3条 都道府県知事が法第15条第1項の規定により医師を指定しようとするときは、その医師の同意を得なければならない。

2 法第15条第1項の指定を受けた医師は、60日の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 法第15条第1項の指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不相当であると認められる事由が生じたときは、都道府県知事は、社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。

厚生労働省通知

- 1 「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」
（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 2 「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」
（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 3 「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」
（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）
- 4 「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」
（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

類別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体			不 自 由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫		
		聴覚障害	平衡機能の障害		上肢	下肢	体 幹	上肢機能	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表による)が0.02以下のもの、屈折異常のある者について矯正視力について測つたものが0.01以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		1 両上肢の機能を全失したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全失したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	じん臓の機能障害により自己日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により自己日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1°/4割断による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1°/2割断による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視野点数が70点以下かつ両眼中心視野視野点数が20点以下のもの		1 両上肢の機能を著しい障害を受けるすべての指を欠くもの 2 一上肢を上肢の2分の1以上で欠くもの 3 一上肢の機能を全失したものの	1 両下肢の機能を著しい障害を受けるすべての指を欠くもの 2 一上肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一上肢の機能を全失したものの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が制限されるもの	じん臓の機能障害により自己日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により自己日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2眼の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が50度以下かつ両眼開放視野点数が70点以下かつ両眼中心視野視野点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(両耳に著しい障害はないもの)	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全失したものの 3 一上肢の機能を著しい障害を受けるすべての指を欠くもの 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全失したものの	1 両下肢をシヨバ一間算以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全失したものの	1 体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により歩行が著しく制限されるもの	じん臓の機能障害により自己日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障害により自己日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により自己日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障害により自己日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	

種別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそれらに基づく聴覚の障害	体		不		自		心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体	体	種	由											
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で標準された会話音を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ヒトさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ヒトさし指を含めて一上肢の二指の機能を全失したもの	1 一下肢をリフトラン機能以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能を著しい障害				乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの 不随意運動・失調等により後肢機能の劣るもの											
7級					1 一上肢の機能の程度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の程度の障害 3 一上肢の手指の機能の程度の障害 4 ヒトさし指を含めて一上肢の二指の機能を著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全失したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の程度の障害 3 一下肢の足関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の程度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全失したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は幅側の長さの20分の1以上短いもの				上肢に不随意運動・失調等を有するもの 下肢に不随意運動・失調等を有するもの											

1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を加重して当該等級より上位の等級とすることができる。
4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6 上肢又は下肢欠損の距離の単位は、実用率(上肢においては手掌より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
7 下肢の長さは、前脛骨線より内くるぶし下端までを計測したものをいう。